

地域福祉計画策定の概要

1 「地域福祉計画」策定の根拠（関係法令・通知等）

◆ 『社会福祉法』第107条

（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

◆ 『「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について』（令和3年3月31日付け4局長発通知）

<概要>

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれ、制度や分野の「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超え、誰もが役割を持ち、活躍できる社会を目指すことが求められている。

社会福祉法の一部の改正（令和2年法律第52号。以下「令和2年改正法」）により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①属性を問わない相談支援、②多様な社会参加に向けた支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設された。

福祉に限らず、保健医療、住まい、就労、教育、孤独・孤立などの様々な課題を抱えるすべての市民に対し、各分野の支援体制の連携が強化されていくことで支援を必要とする人がより適切な支援や制度につながるようになり、社会参加のための支援や地域づくりを進めることで、深刻化するケースを未然に防ぐことができるようになると考えられている。支援を行っている福祉専門職や団体にとっては、支援者同士のネットワークが強化されることで、対象者の抱える生活課題を1か所で抱え込む必要がなくなり負担が軽減されるようになることが期待される。

◆ 『成年後見制度の利用の促進に関する法律』 第 14 条第 1 項

(市町村の講ずる措置)

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

<概要>

江別市においては、令和 3 年 8 月に「江別市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、「すべての人の尊厳と意思が尊重され住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまち」を基本理念として権利擁護支援を推進してきた。この基本理念は「地域共生社会」の実現と共通の目的であることから、令和 6 年度の計画期間終了に合わせ、改めて市の地域福祉施策の中に成年後見制度の利用促進を位置づけ、単独計画であった「江別市成年後見制度利用促進基本計画」を地域福祉計画に統合することを検討する。

◆ 『再犯の防止等の推進に関する法律』 第 8 条第 1 項

(地方再犯防止推進計画)

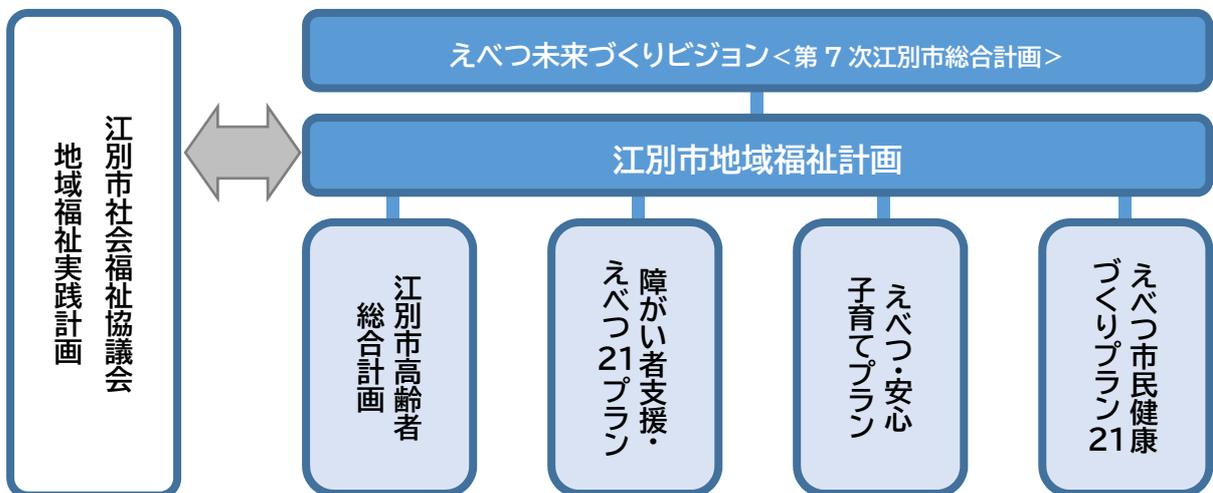
都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

<概要>

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活するうえで様々な課題を抱えている者が多く存在する。そのようなものの再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も、地域において継続的にその社会復帰を支援することが必要とされている。

江別市においては、これまで再犯防止等の推進に関する計画を策定していなかったが、複合的な課題を抱える対象者への支援を進めることは、地域の安全・安心な暮らしを作るだけでなく、住民や支援者間のつながりを強くすることにもつながり、地域共生社会の実現と目的を同じくすることから、今回策定する地域福祉計画に「地方再犯防止推進計画」を含有することを検討する。

2 「地域福祉計画」の位置づけイメージ図



3 計画の期間

本計画は、令和7年度を初年度とし、えべつ未来づくりビジョン（第7次江別市総合計画）に合わせて令和15年度までの9年間を計画の期間として策定します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
第4期江別市地域福祉計画	R2~R6									
第5期江別市地域福祉計画	見直し	計画期間 (R7~R15)								
第7次江別市総合計画	計画期間 (R6~R15)									

4 策定方法

- (1) 社会福祉審議会内に地域福祉計画策定部会を設置
市民公募委員、学識経験者、各福祉関係団体で構成
- (2) 実態調査（アンケート）の実施
無作為抽出した18歳以上の市民3,000人を予定

5 策定スケジュール

6月	第1回社会福祉審議会（策定部会の設置）
	第1回策定部会（検討の進め方、計画の策定方針）
7月	第2回策定部会（現計画の分析、調査項目審議）
	アンケート調査の実施
8月	第3回策定部会（現状分析、計画骨子検討）
9月	第4回策定部会 （アンケート調査結果報告、計画骨子検討、計画素案検討）
10月	第5回策定部会（計画素案確定）
11月	第2回社会福祉審議会（計画素案報告）
12月	パブリックコメント実施
2月	第3回社会福祉審議会（パブリックコメント結果報告）
3月	計画完成